

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF。現在は、金融安定理事会（FSB）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に東京で開催された。

IFIARの活動目的については、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、IFIARの本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に、事務局が開設された。

（2）組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和7(2025)年3月末時点では56か国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる（P47 資料3-1 参照）。令和7(2025)年4月の第25回本会合は、ドイツ（ベルリン）で、対面での開催となる。

議長職及び副議長職については、IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和7(2024)年3月末現在、議長は日本当局の職員、副議長はアイルランド当局の職員が務めている（後述）。

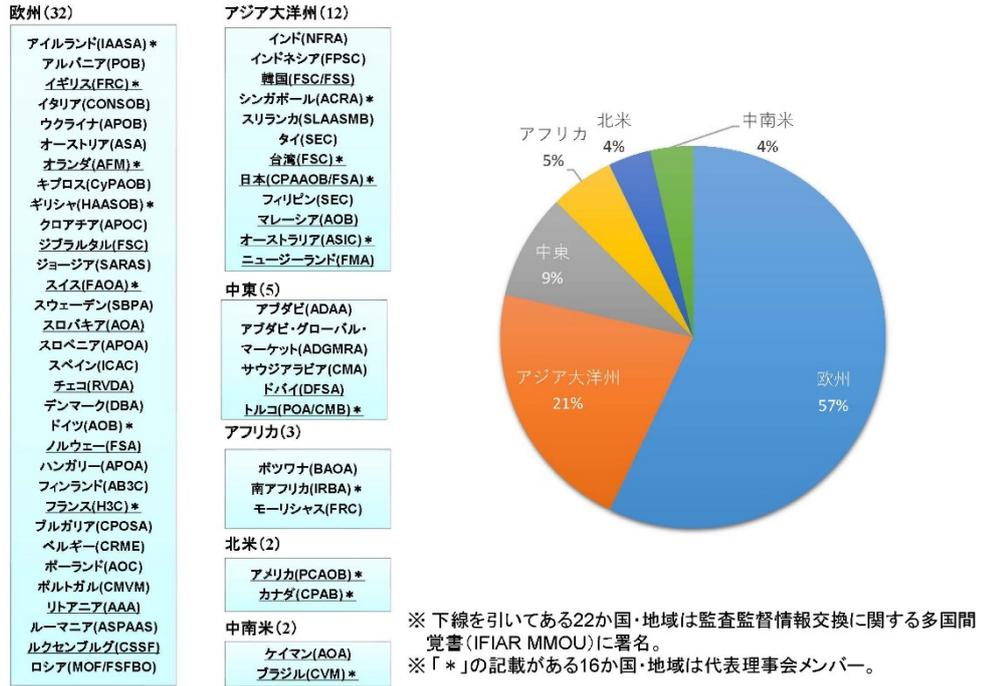
平成29(2017)年4月には、前述の常設の事務局とともに、新たに16当局以内で構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述、日本もメンバー）、第1回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIARには、令和7(2025)年3月末現在、5つのワーキング・グループ（WG）が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の（3）イにおいて述べる。

IFIAR組織図

2025年3月時点





(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第24回大阪本会合

令和6(2024)年4月16日から18日までの日程で、第24回IFIAR本会合が大阪において開催された。

当該会合では、IFIAR正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、監査法人のガバナンス、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用の増加など新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた(P48資料3-2参照)。

さらに、6大監査ネットワーク(注)のCEOとのセッションでは、各ネットワークのガバナンス戦略、監査や監査品質の向上に向けた取組、新しいテクノロジーの活用に向けた計画等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) IFIAR議長国としての活動

令和5(2023)年4月の本会合において、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官(国際担当)兼公認会計士・監査審査会事務局長が、令和7(2025)年4月本会合までの約2年を任期として議長に選出された。

議長国として、組織運営を主導し、監査や監査監督をめぐる新規課題

に関して、包括的かつ定常的な議論が可能となる組織的枠組みを構築した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア地域をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行い、メンバーの拡大に寄与した。

(ウ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（代表理事会）によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3(2021)年 4 月の本会合において指名理事に再選された（任期は 4 年間）。

代表理事会においては、IFIAR のガバナンス機構として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 6(2024)年度においては、同年 4 月に大阪会合、6 月にオンライン会合、10 月にオランダ会合、12 月にオンライン会合、令和 7(2025)年 2 月にトルコ会合が開催された。

(エ) 検査指摘事項報告書

平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

13 回目となった令和 6(2024)年調査（P52 資料 3-3 参照）には、50 当局が参加した。本報告書は、令和 7(2025)年 3 月 28 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率を集計しており、初年度の 2014 年調査の 47%から減少傾向が続いていたが、令和 6(2024)年調査では前年比で上昇し 34%となった。その結果を受け、IFIAR は 6 大監査ネットワークに対して懸念を伝えると共に、監査品質向上のための根本原因分析に基づく実効的な改善策の取組を求めている。

（注）検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも 1 つの重要な不備があったものの割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014年	～	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
47%		34%	30%	26%	32%	34%

イ 各ワーキング・グループ等における活動

(ア) グローバル監査品質ワーキング・グループ (GAQWG)

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和 6(2024)年度においては対面形式で、10 月にアムステルダム会合及び令和 7(2025)年 3 月にバンクーバー会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける新たな国際品質管理基準第 1 号 (ISQM1) 適用の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

なお、GAQWG では、上記検査指摘に係る調査を活用し、全 IFIAR メンバー国・地域の約半数の参加先について、令和元(2019)年の指摘率 32%を、令和 5(2023)年までの 4 年間で 25%以上削減し、24%以下にすることを目標とする検査指摘率削減の取組を行っていたところ、取組最終年となる令和 5(2023)年の指摘率は 30%となり、目標未達となった。それを受けて、GAQWG は、令和 5(2023)年の指摘率 32%を令和 9 年(2027)年までの 4 年間で 25%以上削減する新たな取組を開始した。

また、GAQWG では、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年 9 月より、リスクに関するオンライン会議 (リスクコール) を開催している。我が国は第 6 回 (平成 30(2018)年 11 月) から米国に替わり議長を務めており、第 12 回 (令和 6(2024)年 12 月) では、リスク認識の可視化を目的としたダッシュボードの作成に取り組んだほか、監査品質に影響し得るリスク要因について議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ (SCWG)

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ (IWWG)

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している (P57 資料 3-4 参照)。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 19 回検査ワークショップは、令和 7(2025)年 3 月に対面形式でモリシャスにて開催され、日本を含め約 36 か国・地域から約 100 人の検査官等が参加した。なお、日本は、ボツワナとともに、監査サンプリングに関する検査に係るプレゼンテーションを行った。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ (IOSWG)

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。令和 6(2024)年には、オンライン会合の他、9 月には、ウィーンで対面会合を行った。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、我が国からは清原健弁護士 (清原国際法律事務所) がメンバーとして参加 (任期は令和 7(2025)年 4 月まで)。

(オ) 執行ワーキング・グループ (EWG)

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ (隔年) 及び執行サーベイ (4 年毎) を軸として活動している。

令和 6 年(2024)10 月には、ワシントン DC において対面会合を開催し、令和 7(2025)年度執行ワークショップに向けた議論を行った。

(カ) 各タスクフォース ※

サステナビリティ保証タスクフォース (SATF) は、サステナビリティ及びサステナビリティ報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行っている。令和 5 年(2023)年 12 月に公表した声明等を踏まえた具体的な取組を進めている。

また、テクノロジータスクフォース (TTF) は、主に 6 大監査ネットワーク等の監査法人における、AAT (Automated Tools & Techniques) 等のテクノロジーの活用についての議論を行っている。日本は、これら

※ タスクフォースは、代表理事会の下に、時限的又は特定の課題に関する作業を行うために設置されるものであり、常設のワーキンググループとは異なる位置付け。

両 TF ともメンバーとして参加している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、主に以下のような活動を行っている (P58 資料 3-5 参照)。

- ・ IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
- ・ IFIAR における国際的な議論の国内への還元と、国内における問題意識の国際的な議論への双方向の還元
- ・ IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介

令和 6(2024)年 6 月には第 8 回総会が開催され、監査法人のガバナンス、サステナビリティ開示・保証、並びに監査におけるテクノロジーの利用について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・ マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・ オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・ 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・ フランス会計監査役高等評議会 (H2A: Haute autorité de l'audit ※2024 年 1 月に H3C から名称変更)
- ・ スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) ※

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、テクノロジーの進展やサ

ステナビリティ報告・保証の拡大に関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、地政学的情勢変化に伴う環境への対応等監査をめぐる多くの課題は、各国・地域の監査監督当局間で共有されている。

こうした状況にあつて、審査会は、各国・地域の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記の国際機関や諸外国での監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等を与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

また、IFIAR 関連の活動に関しては、議長国の任期を終え、日本としてグローバルな活動への外形的な貢献が低減し得る状況を踏まえ、審査会及び金融庁として実質的な貢献に資する以下の取組を強化していく必要がある。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動への建設的な貢献を図ると共に、多国間の協力関係の強化を一層図ることで、グローバルな監査の品質の向上に寄与する。
- ・ IFIAR 事務局の円滑、かつ発展的な運営に向け、時宜を得た意義のある支援を継続する。特に、事務局長不在（令和 6 年（2024）年 8 月に前事務局長が退任）の中、事務局代理を中心とした業務を支援し、新たな事務局長着任のための準備をホスト国として支援する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、国内の利害関係者との間で IFIAR における国際的な（国内の）議論を国内（国際的）に双方向に還元すると共に、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。